

東大阪市中小企業省エネルギー設備導入支援補助金 申請者向けチェックリスト

※申請等の手続き前に必ずご確認ください。

I. 申請資格チェック

確認項目	チェック
市内に事業所を有する中小企業者である	☐
市税の滞納がない	☐
常時雇用する雇用保険被保険者の従業員が1名以上いる	☐
導入設備を東大阪市内の事業所に設置する	☐
導入後も継続して使用する予定である	☐
暴力団等に該当しない	☐
賃金総額を基準年度比で3.0%以上引き上げる目標を設定した	☐
賃上げ目標を従業員へ周知した	☐

II. 導入設備チェック

確認項目	チェック
既存設備更新または新規導入により省エネ効果が見込まれる	☐
対象設備（ユーティリティ設備・節水型トイレ・対象給湯器）である	☐
新品設備である	☐
他の国・府等の補助金を受けていない設備である	☐
設備本体＋工事費の合計が30万円（税抜）以上である	☐
住宅兼事業所の場合は事業用部分で使用する設備である	☐

Ⅲ. 発注前チェック（重要）

確認項目	チェック
補助金交付決定前に契約していない	☐
補助金交付決定前に発注していない	☐
補助金交付決定前に工事着工していない	☐
補助金交付決定前に支払いをしていない	☐

※交付決定日以降に契約・導入・支払いを行う必要があります。

IV. 申請書類チェック

基本書類

書類	チェック
交付申請書（様式第1号）	☐
事業計画書（様式第2号）	☐
賃金引上げ宣言書（様式第3号）	☐

事業者確認書類

書類	チェック
履歴事項全部証明書（法人）または開業届等（個人）	☐
本人確認書類（個人事業主）	☐
市税に滞納がない証明書	☐
雇用保険被保険者資格取得確認通知書等	☐

事業内容確認書類

書類	チェック
直近決算書または確定申告書	☐
設備導入前写真	☐
見積書（原則2者以上）	☐
その他必要書類	☐

V. 補助金額確認

確認項目	チェック
補助対象経費を把握している	☐
補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内であることを理解している	☐
補助上限額は500万円であることを理解している	☐
消費税は補助対象外であることを理解している	☐

※補助額＝補助対象経費（税抜）×1/2以内（上限500万円）

VI. 実施中チェック

確認項目	チェック
交付決定通知を受領した	☐
申請内容どおりに事業を実施している	☐
変更が生じる場合は事前に変更承認申請を行う	☐
納品書・請求書・領収書を保管している	☐
設備設置後の写真を撮影している	☐
年度内1月末までに導入・支払を完了できる	☐

Ⅶ. 実績報告チェック

確認項目	チェック
実績報告書を提出した	☐
納品書の写しを添付した	☐
請求書の写しを添付した	☐
領収書の写しを添付した	☐
設備設置後写真を添付した	☐

※実績報告は「設備導入完了後14日以内」または「1月末」のいずれか早い日までに提出。

Ⅷ. 補助事業終了後チェック

確認項目	チェック
賃上げ目標の達成に取り組んでいる	☐
3年間のフォローアップ調査に協力する	☐
3年間の賃上げ状況調査に協力する	☐
関係書類を5年間保存する	☐
耐用年数期間中は設備を勝手に処分しない	☐

不採択・返還防止チェック（最終確認）

- ☒ 交付決定前に契約していない
- ☒ 対象設備である
- ☒ 見積書を2者以上取得した
- ☒ 市税滞納がない
- ☒ 従業員が1名以上いる
- ☒ 賃上げ目標を従業員に周知した
- ☒ 導入費用が30万円以上（税抜）である
- ☒ 証拠書類・写真を保管している